

函南町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第11条第1項の規定に基づき公告し、変更する農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記1により縦覧に供します。

この農業振興地域整備計画の変更案において、函南町の住民（函南町内に事務所を有する法人を含む）で、この農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、下記2により函南町に意見書を提出することができます。

また、変更する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案において、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）で、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記3により函南町に異議を申し出ることができます。

令和8年1月16日

函南町長 仁科 喜世志



記

1 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年2月16日まで

(2) 縦覧場所

函南町役場 建設経済部産業振興課
田方郡函南町平井717番地の13

2 意見書の提出

(1) 提出先

函南町建設経済部産業振興課（田方郡函南町平井717番地の13）

(2) 提出方法

函南町建設経済部産業振興課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入の上、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。

(3) 提出期限

令和8年2月16日

(4) 提出に当たっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

函南町建設経済部産業振興課（田方郡函南町平井 717 番地の 13）

(2) 申出方法

函南町建設経済部産業振興課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入の上、申出先に持参するか、郵送により提出する。

(3) 申出期限

令和 8 年 3 月 3 日

(4) 申出に当たっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。